

## 厚生労働省独立行政法人評価委員会について

### 1. 独立行政法人とは

国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現する、という行政改革の基本理念を実現するため、政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、事務・事業の内容・性質に応じてもっとも適切な組織・運営の形態を追求するとともに効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図るため、独立の法人格を有する独立行政法人を設置するもの。

企画立案機能		国
実施機能	国自ら主体となって直接実施しなければならないもの	国
	民間の主体に委ねた場合に当該事業が必ず実施される保証がなく、実施されないときには、国民生活や社会経済の安定に著しい支障を生じるもの	独立行政法人
	民間の主体に委ねることが可能なもの	民間

### 2. 独立行政法人のポイント

#### (1) 中期的目標管理と評価

独立行政法人ごとに3～5年の中期目標を定める。各法人は、中期目標の達成義務を負うが、そのための業務の運営は各法人に委ねられる。

一方、達成状況について、外部の委員により構成される独立行政法人評価委員会によって客観的な評価を受け、それに応じた見直しを行う。

#### (2) 財務に係る弾力化

「企業会計原則」を導入した「独立行政法人会計基準」を適用し、内部留保や移流用を認めるなど弾力的な運営を行う。

#### (3) 組織、人事管理の自律性

従来型の国の定員管理や組織管理手法の対象外とし、役員の公募や任期付き任用が可能となるなど、法人による自立的な運用となる。

#### (4) 情報の公開による透明性の確保

財務、業績、組織など独立行政法人の運営に関する幅広い事項について、積極的に公開する。

#### (5) 定期的な見直し

中期目標期間終了時に業績の評価等の結果を踏まえ、業務継続の必要性及び組織形態のあり方について見直しを行う。

※ 厚生労働省所管独立行政法人とその中期目標期間は別紙1参照

### 3. 独立行政法人評価委員会

#### (1) 設置・概要

国家行政組織法第8条機関（いわゆる審議会）として、独立行政法人を所管する府省ごとに1機関設置。

独立行政法人の業務の実績に関する評価を客観的・専門的見地から行うとともに、主務大臣が行う中期目標策定や業務方法書の認可に当たり意見を述べる。

#### (2) 審議事項

ア 独立行政法人業務初年度開始時、中期目標期間開始時等に行う事項

○ 厚生労働大臣が中期目標を定め、又は変更するに当たり意見をいうこと

○ 厚生労働大臣が中期計画の認可をするに当たり意見をいうこと

○ 厚生労働大臣が業務方法書の認可をするに当たり意見をいうこと

○ 役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に対し意見をいうこと

イ 毎事業年度終了時に行う事項

○ 独立行政法人の各事業年度に業務の実績に関する評価を行うこと

○ 財務諸表等の厚生労働大臣の承認に当たり意見をいうこと

○ 損益計算における残余の処理の厚生労働大臣の承認に当たり意見をいうこと

ウ 中期目標期間終了時期に行う事項

○ 独立行政法人の中期目標の期間の業務の実績に関する評価を行うこと

○ 中期目標の期間の終了年度に、当該中期目標期間の業務の実績に関する暫定評価及び次期以降における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて意見をいうこと

○ 積立金の処分の厚生労働大臣の承認に当たり意見をいうこと

エ その他必要に応じ行う事項

○ 借入金等の厚生労働大臣の認可に当たり意見をいうこと

○ 財産の処分等の厚生労働大臣の承認に当たり意見をいうこと

○ 役員の退職金に係る業績勘案率の算定を行うこと

#### (3) 部会

厚生労働省の独立行政法人評価委員会では、法人の個別性に応じた審議を行えるよう各独立行政法人の類型ごとに幾つかの部会を設けており、審議案件に応じて「部会での議決を委員会での議決とするもの」と「（部会での議論を経て）委員会総会で議決するもの」に分け、迅速な対応が行えるようにしている（別紙2参照）。

部会の設置は委員会総会の決定事項である。また、部会に属すべき委員及び臨時委員は委員長が指名する（部会構成は別紙3参照）。

#### (4) 委員と臨時委員

厚生労働省の独立行政法人評価委員会では、各部会での審議と委員会総会での審議に参加いただく「委員」と各部会での審議に参加いただく「臨時委員」から構成している。

任期はいずれも2年間としており、任期途中で委員の交代があった場合には前任の残り任期が後任の任期となる。

#### (5) 起草委員と財務担当委員

各委員は一又は二の独立行政法人の主担当（起草委員）として、当該法人担当者及び厚労省担当者と調整しながら評価書案のとりまとめを行う。また、財務担当委員（主として公認会計士）には、その専門的見地から部会に属する法人の財務諸表等についてヒアリングを行い、意見案を作成する。

### 4. その他

#### (1) 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会

各府省に置かれる独立行政法人評価委員会が行った評価を専門的・客観的・中立的な立場からダブルチェックする第三者機関として総務省に「政策評価・独立行政法人評価委員会」（略して「政・<sup>せい</sup>独<sup>どく</sup>委」という。）が設置されている。

政・独委においては、各府省の評価委員会が通知した独立行政法人の実績評価結果に基づいて評価を行い、二次意見として各府省の評価委員会あて通知している。

## 厚生労働省所管独立行政法人の中期目標期間

所管法人数: 16法人(うち共管2法人を含む)

	H13.4.1	H15.10.1 H16.3.1	H16.4.1	H17.4.1 H17.10.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1 H22.10.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1
国立健康・栄養研究所	平成13年4月1日～平成18年3月31日				平成18年4月1日～平成23年3月31日								
労働安全衛生総合研究所(注1)	平成13年4月1日～平成18年3月31日(注2)				平成18年4月1日～平成23年3月31日								
医薬基盤研究所				平成17年4月1日～平成22年3月31日									
国立病院機構			平成16年4月1日～平成21年3月31日				平成21年4月1日～平成26年3月31日						
医薬品医療機器総合機構			平成16年4月1日～平成21年3月31日				平成21年4月1日～平成26年3月31日						
福祉医療機構		平成15年10月1日～平成20年3月31日				平成20年4月1日～平成25年3月31日							
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		平成15年10月1日～平成20年3月31日				平成20年4月1日～平成25年3月31日							
労働者健康福祉機構			平成16年4月1日～平成21年3月31日				平成21年4月1日～平成26年3月31日						
勤労者退職金共済機構		平成15年10月1日～平成20年3月31日				平成20年4月1日～平成25年3月31日							
高齢・障害者雇用支援機構		平成15年10月1日～平成20年3月31日				平成20年4月1日～平成25年3月31日							
雇用・能力開発機構		平成16年3月1日～平成19年3月31日				平成19年4月1日～平成24年3月31日							
労働政策研究・研修機構		平成15年10月1日～平成19年3月31日				平成19年4月1日～平成24年3月31日							
水資源機構		平成15年10月1日～平成20年3月31日				平成20年4月1日～平成25年3月31日							
農業者年金基金		平成15年10月1日～平成20年3月31日				平成20年4月1日～平成25年3月31日							
年金積立金管理運用独立行政法人				平成18年4月1日～平成22年3月31日									
年金・健康保険福祉施設整理機構				平成17年10月1日～平成22年9月30日									

注1)労働安全衛生総合研究所は、平成13年4月1日に設立された「産業安全研究所」と「産業医学総合研究所」を統合し、平成18年4月1日に設立された。

注2)この部分は、「産業安全研究所」と「産業医学総合研究所」の中期目標期間である。

注3)網掛け部分は既に終了した中期目標期間である。

### 独立行政法人評価委員会の総会と部会の役割分担

独立行政法人評価委員会の審議事項については、法人の個別性に応じた迅速な対応を図るため、下記のとおり「総会の議決を必要とする事項」と「部会の議決を委員会の議決とする事項」に分けることとする。

ただし、共管法人であって他府省の主管に係るものについて、「総会の議決を必要とする事項」のうちⅠ及びⅡの事項に関しては、部会の議決を委員会の議決とする。

総会の議決を必要とする事項	部会の議決を委員会の議決とする事項
<b>Ⅰ 業務実績評価等に関する事項</b>	<b>Ⅰ 業務実績評価等に関する事項</b>
(1) 中期目標期間の実績評価（通則法第34条第1項） (2) 中期目標期間の評価結果の法人及び総務省評価委員会への通知、法人に対する業務運営の改善その他の勧告（通則法第34条第3項） (3) その他委員会の決定等が求められる事項に関する基本的事項（独法個別法、法人諸規程）	(1) 各事業年度の実績評価（通則法第32条第1項） (2) 各事業年度の評価結果の法人及び総務省評価委員会への通知、法人に対する業務運営の改善その他の勧告（通則法第32条第3項） (3) その他委員会の決定等が求められる事項（独法個別法、法人諸規程）
<b>Ⅱ 意見提出に関する事項</b>	<b>Ⅱ 意見提出に関する事項</b>
(1) 中期目標期間終了時の組織及び業務の全般にわたる検討に際しての意見提出（通則法第35条第2項）	(1) 業務方法書の認可、中期目標の策定・変更、中期計画の認可に際しての意見提出（通則法第28条第3項、第29条第3項、第30条第3項） (2) 財務諸表の承認、剰余金の使途の承認、短期借入金に係る認可、長期借入金及び債券発行に係る認可、財産の処分等の認可、役員報酬等の支給基準、積立金処分の承認に係る意見提出（通則法第38条第3項、第44条第4項、第45条第4項、第48条第2項、第53条第2項、独法個別法）
<b>Ⅲ 委員会の運営等に関する事項</b>	<b>Ⅲ 部会の運営等に関する事項</b>
(1) 運営規程等の制定・改正 (2) 評価基準の決定 (3) 部会等の設置と役割分担 (4) その他委員会の運営に関する基本的事項	(1) 評価基準の細則の決定 (2) その他部会の運営に関する事項

## 厚生労働省独立行政法人評価委員会部会構成・委員分属

平成22年2月19日現在

部会・法人名	委員名	臨時委員名
<b>調査研究部会</b> 国立健康・栄養研究所 労働安全衛生総合研究所 医薬基盤研究所	岩渕 勝好 東北福祉大学教授 清水 涼子 関西大学大学院会計研究科教授（公認会計士） ○鈴木 友和 公立学校共済組合近畿中央病院名誉院長 武見 ゆかり 女子栄養大学栄養学部教授 田宮 菜奈子 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授 ◎田村 昌三 横浜国立大学客員教授／東京大学名誉教授	市川 厚 武庫川女子大学薬学部長／教授 酒井 一博 財団法人労働科学研究所常務理事・所長 中村 英夫 日本大学理工学部電子情報工学科教授 政安 静子 社会福祉法人新世会特別養護老人ホームいくり苑那珂副施設長
<b>高度専門医療研究部会</b> 国立がん研究センター 国立循環器病研究センター 国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター 国立長寿医療研究センター	内山 聖 新潟大学医学部小児科教授 猿田 享男 慶応義塾大学名誉教授 祖父江 元 名古屋大学大学院医学系研究科教授 永井 良三 東京大学大学院医学系研究科教授 和田 義博 公認会計士	夏目 誠 株式会社JR東日本リテールネット代表取締役社長 花井 十伍 全国障害被害者団体連絡協議会代表世話人 本田 麻由美 読売新聞東京本社社会保障部記者 三好 敏昭 日本製薬工業協会常務理事
<b>国立病院部会</b> 国立病院機構	◎猿田 享男 慶應義塾大学名誉教授 田極 春美 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員 公認会計士 和田 義博 東京女子医科大学医学部客員教授 ○渡辺 俊介	辻本 好子 特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML理事長 夏目 誠 株式会社JR東日本リテールネット代表取締役社長 山田 史 日本赤十字社事業局長
<b>医療・福祉部会</b> 医薬品医療機器総合機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のみどの園	五十嵐 邦彦 公認会計士 ◎上野谷 加代子 同志社大学社会学部社会福祉学科教授 ○大島 道子 静岡英和学院大学人間社会学部地域福祉学科教授 平井 みどり 神戸大学医学部附属病院薬剤部長・教授 真野 俊樹 多摩大学医療リスクマネジメント研究所教授	浅野 信久 株式会社大和総研新規産業調査部長 關 宏之 広島国際大学医療福祉学部教授 宗林 さおり 独立行政法人国民生活センター商品テスト部調査役 松原 由美 株式会社明治安田生活福祉研究所主任研究員
<b>労働部会</b> 労働者健康福祉機構 勤労者退職金共済機構 高齢・障害者雇用支援機構 雇用・能力開発機構 労働政策研究・研修機構	◎井原 哲夫 尚美学園大学総合政策学部教授 今村 肇 東洋大学経済学部総合政策学科教授 堺 秀人 神奈川県病院事業管理者／病院事業庁長 ○篠原 榮一 公認会計士 寺山 久美子 大阪河崎リハビリテーション大学副学長 宮本 みち子 放送大学教養学部教授	小畑 史子 京都大学大学院地球環境学学准教授 川端 大二 川端人材開発研究所所長 中村 紀子 株式会社ポピンズコーポレーション代表取締役 松田 憲二 有限会社マツダ・ビジネス・コンサルティーション代表取締役 本寺 大志 株式会社ハイコンサルティンググループプリンシパル
<b>水資源部会</b> 水資源機構	◎御園 良彦 社団法人日本水道協会専務理事 ○茂庭 竹生 東海大学名誉教授	水谷 昌弘 日本ダクトイル鉄管協会常勤顧問／関西支部長
<b>年金部会</b> 農業者年金基金 年金積立金管理運用独立行政法人 年金・健康保険福祉施設整理機構	○川北 英隆 京都大学大学院経営管理研究部教授 竹原 均 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 樋口 恵子 公認会計士 ◎山口 修 横浜国立大学経営学部教授	安達 茂夫 日本ブランド農業事業協同組合理事 大野 早苗 武蔵大学経済学部准教授 光多 長温 鳥取大学地域学部特任教授

委員長：井原 哲夫 委員長代理：猿田 享男

部会長・・・◎ 部会長代理・・・○

※猿田委員、和田委員、夏目臨時委員は高度専門医療研究部会及び国立病院部会を兼務

(50音順)